

令和 6 年度 第 9 回

郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和 7 年 1 月 30 日 (木)

15 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

会 長 挨 捶

協 議 事 項

1 移動都市医師会長会議の日程（案）について（資料なし）

桃木 常任理事

期日：案① 令和 7 年 10 月 25 日（土）・26 日（日）

案② 令和 7 年 11 月 29 日（土）・30 日（日）

場所：未定

2 会長・副会長・常任理事協議事項について

【都市医師会長検討事項】

1 年末年始の発熱外来逼迫について

井上 秩父都市医師会長

報 告 事 項

1 医療事故調査制度の相談事案（令和 6 年 11 月分）について

松本 常任理事

※件数 2 件

2 診療に関する相談件数等について（令和 6 年 12 月分）

松本 常任理事

※件数 0 件

3 第 62 回医学会総会について

寺師常任理事

日時：令和 7 年 2 月 23 日（日）8:50～

場所：埼玉県県民健康センター

4 産業医委嘱契約書の確認について

寺師常任理事

5 保険医療機関の指定について（令和 6 年 12 月・令和 7 年 1 月分）

小室常任理事

6 ベースアップ評価料の届出を大幅に簡素化した新様式の説明資料について

小室常任理事

日 医

7 関東信越厚生局及び埼玉県による集団指導（医科）及び新規登録保険医集団指導（医科）の実施について

小室常任理事

関東信越厚生局

8 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

- 1 公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業第 79
回報告書の公表について（17枚）
松本常任理事 日医

2 「埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リスト」の送付につい
て（1枚）
登坂常任理事 県保健医療部

3 医薬品等に係る受領文書について（令和 6 年 12 月分）（2枚）
登坂常任理事 日医

4 花粉症予防行動に関する普及啓発について（12枚）
登坂常任理事 日医

5 「一般の方々に対する新型コロナワクチン等の定期接種と安全性の情
報提供」に関する周知依頼について（3枚）
高木常任理事 日医

6 「子ども予防接種週間」の実施に係る厚生労働省通知について（4枚）
高木常任理事 日医

井上 栄 種父郡市医師会長

郡市医師会長会議検討テーマ

日付

都市医師会名：種父郡市医師会 井上 靖

検討テーマ：年末年始の発熱外来逼迫について

要旨：

年末年始にはインフルエンザの全国的な大流行がありました。各医師会では体制確保に大変なご苦労があったことだと思います。

当地でも発熱外来は連日パンク状態、二次救急病院も重症者の対応で大混乱だったと聞いています。

このような状況について情報交換の場をつくって頂きたいことと、埼玉県、埼玉県医師会が今後どのように対応されるかご意見をうかがいたい。

備考

※当日の配布資料等がありましたら、添付ください。

寺師常任

第62回
埼玉県医学会総会
プログラム・抄録集



日 時 令和7年2月23日(日)午前8時50分開会
場 所 さいたま市浦和区仲町3-5-1
埼玉県県民健康センター TEL 048-824-4801

埼玉県医学会

埼玉県医師会 業務課 業務III担当
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1
TEL 048-824-2611 FAX 048-822-8515
E-mail igakukai@office.saitama.med.or.jp

寺師常任

産業医委嘱契約書の確認について

令和6年12月13日～令和7年1月23日 合計5件(新規4件・更新1件)

No.	都市医師会名		産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
1	5	熊谷市	カミイシ ノブミ 上石 修史	埼玉慈恵病院	医療法人大明会 中村歯科医院 熊谷市宮前町1丁目85番地		会員	新規
2	13	さいたま市与野	コマハシ クニノリ 駒橋 邦睦	駒橋内科医院	一般財団法人 関東電気保安協会 さいたま市中央区上落合4-10-6		会員	新規
3	19	比企	ホシ リエ 星 理恵	ほしこどもおとな クリニック	大和ガルバー株式会社 東松山市大字古凍791		会員	新規
4	27	岩槻	アライ マナホ 荒井 茉奈穂	岩槻南病院	コンビ株式会社 東京都台東区元浅草2-6-7	事業場：埼玉事業所 さいたま市岩槻区釣上新田271	会員	新規
5	12	草加八潮	タカギ ヨウスケ 高木 洋介	後谷診療所	株式会社 東京朝日ビルド 草加市稻荷1丁目1番1号		会員	更新

小室常任

保険医療機関の指定について

(令和6年12月分)

新規	1	1	件
遡及指定	1	2	件
合計	2	3	件

諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	11件	(10) 12件	34件	57件
歯科	1件	(2) 4件	30件	35件
薬局	14件	(6) 9件	30件	53件
計	26件	25件	94件	145件

()は開設者変更の再掲である

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年12月1日 から 令和6年12月31日 医科 指定分]

令和6年12月17日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	西川口泌尿器科クリニック	〒332-0034 川口市並木3丁目1-8 MEDICAL SQUARE 川口並木3階	内田 裕将 (38歳)	内田 裕将	048-242-5534 常勤: 1() 非常勤: 1() 医内	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝
2	いせき脳神経外科クリニック	〒332-0034 川口市並木3-1-8 MEDICAL SQUARE Kawaguchi Namiki 1階・2階	井関 征祐 (47歳)	井関 征祐	048-290-8236 常勤: 1() 非常勤: 1() 医脳外 内 腎臓内科	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 水土 休診日: 日祝 ✓
3	西川口・内科消化器内視鏡クリニック	〒332-0034 川口市並木2-20-1 西川口ショッピングセンター5階	湯原 宏樹 (50歳)	湯原 宏樹	048-446-6116 常勤: 1() 内 消化器内科 内視鏡内科 肝臓内科 内科 感染症内科	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 ✓
4	つばき在宅クリニック	〒343-0845 越谷市南越谷4-11-16-701	蒲生 真美 (39歳)	蒲生 真美	常勤: 1() 医内 皮	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり
5	キュアステーションイオンモール北戸田クリニック	〒335-0032 戸田市美女木東1-3-1 イオンモール北戸田店2階	医療法人社団DMH 理事長 島佑介 (40歳)	大和田 悠樹 (34歳)	048-423-7413 常勤: 1() 内	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝 ✓
6	ところざわ日吉町眼科	〒359-1123 所沢市日吉町18番4号Arai-C L Bldg 2F、3F	医療法人社団喜一会 理事長 新井一成 (77歳)	眞壁 健一 (50歳)	04-2933-9151 常勤: 1() 非常勤: 2() 医眼	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 ✓
7	瀬戸病院附属所沢ウイメンズクリニックとこたま	〒359-1124 所沢市東住吉10番11号 コネクト所沢2階	医療法人慈桜会 理事長 瀬戸 裕 (73歳)	瀬戸 裕	04-2925-1050 常勤: 1() 非常勤: 8() 医婦	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 ✓
8	新座ほほえみクリニック	〒352-0001 新座市東北2-29-11石塚ビル3F	中井 大介 (34歳)	中井 大介	048-458-0761 常勤: 1() 医循環器内科 緩和ケア内科 内	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり ✓

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年12月1日 から 令和6年12月31日 医科 指定分]

令和6年12月17日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
9	やぎ総合診療クリニック	〒336-0018 さいたま市南区南本町一丁目8番1号 コイケレジデンス202	八木 慎太郎 (35歳)	八木 慎太郎	048-829-7324 常勤: 1() 医内 リハ 整外	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 ✓
10	さいじんみらいクリニック	〒336-0018 さいたま市南区南本町1丁目8-1 コイケレジデンス302	角山 邦子 (49歳)	角山 邦子	048-838-5021 常勤: 1() 医内 ひ	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 ✓
11	ソフィア内科 大宮 サクラスクエア	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町2丁目902 番地	医療法人社団愛康会 理事長 北原 征明 (50歳)	木村 英晴 (51歳)	048-783-4604 常勤: 1() 医内 呼吸器内科	新規 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水 半日: 金土日祝 休診日: 木 訪問あり ✓
訪問詳細 (医科・新規)								
項目番号4	つばき在宅クリニック	外来: 月～金 09:00～17:00 訪問: 診療時間内						
項目番号8	新座ほほえみクリニック	外来: 月～金 09:00～12:00 13:00～17:00 訪問: 診療時間内						
項目番号11	ソフィア内科 大宮サクラスクエア	外来: 月～水 10:00～14:00 15:00～19:00 金 10:00～14:00 土日祝 15:00～19:00 訪問: 金曜午後 (診療時間外)						

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年12月1日 から 令和6年12月31日 医科 遷及指定分]

令和6年12月17日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	医療法人社団和光会 キノメディッククリニック蕨	〒335-0001 蕨市北町2丁目6番12号ライフコミュニケーションズ蕨1階	医療法人社団和光会 理事長 渡邊嘉行 (54歳)	木暮 一成 (61歳)	048-446-8600 常勤: 1 非常勤: 1 医内 1(1) 外	その他 R6.12.1 譲渡	医	現存 診療日: 月火水木金 訪問あり 休診日: 土日祝 旧機関コード: 140,186,8 ✓
2	まつもと糖尿病クリニック	〒362-0075 上尾市柏座二丁目4番28号 エリア赤熊1階	医療法人スカイブルー 理事長 松本 壮一 (43歳)	松本 壮一	048-775-2222 常勤: 1 非常勤: 8 医内 1(8) 糖尿病内科	組織変更 R6.12.1 個→法	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 旧機関コード: 160,286,1 ✓
3	じゅんファミリークリニック	〒354-0035 富士見市ふじみ野西一丁目17番地3 ハピネスビルふじみ野1階-B号室	医療法人慈栄会 理事長 佐藤 純 (52歳)	佐藤 純	049-293-8388 常勤: 1 医内 1() 外 小 肛門 外科	組織変更 R6.12.1 個→法	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 290,157,7 ✓
4	医療法人社団INC いしばし脳神経内科クリニック	〒366-0810 深谷市宿根1430番2	医療法人社団INC 理事長 石橋哲 (52歳)	石橋 哲	048-598-7878 常勤: 1 医脳外 内 リハ	組織変更 R6.12.1 個→法	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 460,225,6 ✓
5	医療法人社団慶城会 なすはらクリニック	〒369-0201 深谷市岡2757番地3	医療法人社団慶城会 理事長 竹内純子 (47歳)	竹内 純子	048-577-7028 常勤: 1 非常勤: 3 医内 小 美容皮膚 科	組織変更 R6.12.1 個→法	医	現存 診療日: 月水金土 訪問あり 半日: 火 休診日: 木日祝 旧機関コード: 460,239,7 ✓
6	my CLINIC	〒364-0024 北本市石戸五丁目158番地1	医療法人つながり 理事長 遠井 敬大 (48歳)	遠井 敬大	048-590-2211 常勤: 1 医内 小 外	組織変更 R6.12.1 個→法	医	現存 診療日: 月火木金 訪問あり 半日: 土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 530,114,8 ✓
7	北本駅前こころのクリニック	〒364-0031 北本市中央二丁目78番地石川ビル1階	島田 晋太郎 (41歳)	島田 晋太郎	048-598-7573 常勤: 1 非常勤: 7 医心内 精	その他 R6.12.1 譲渡	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 530,103,1

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年12月1日 から 令和6年12月31日 医科 遷及指定分]

令和6年12月17日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
8	とろ駅前クリニック	〒331-0804 さいたま市北区土呂町一丁目20番地 2 エーデルワイス1階	医療法人社団民心連 理事長 小林明彦 (61歳)	小林 明彦	048-660-0800 常勤: 1 医 1() 整外 リハ 内皮	組織変更 R6.12.1 個→法	医	現存 診療日:月火木金土 休診日:水日祝 旧機関コード:650,941,8 ✓
9	里村医院	〒330-0072 さいたま市浦和区領家6-15-20	里村 英章 (36歳)	里村 英章	048-831-4580 常勤: 1 医 1() 内	交代 R6.10.23 親→子	医	現存 半日:水 休診日:月火木金土日祝 ✓ 旧機関コード:010,635,1
10	医療法人徳洲会 さ いたま記念病院	〒337-0012 さいたま市見沼区東宮下字西196番地	医療法人徳洲会 理事長 東上 震一 (70歳)	石川 進 (68歳)	048-686-3111 常勤: 6 非常勤: 65 医 6(65) 内 呼内 循環器 内科 消化器内科 糖尿病内科 外科 消化器外科 整外 脳外 リウ 皮ひ 耳い リ ハ外 血液内科 形眼	199 その他 R6.12.1 譲渡	医	現存 診療日:月火水木金 半日:土 休診日:日祝 旧機関コード:650,956,6 ✓
11	蓮見ペインクリニック 医院	〒331-0802 さいたま市北区本郷町1500	蓮見 謙司 (70歳)	蓮見 謙司	048-662-0777 常勤: 1 医 1() 麻 内	移動 R6.12.13 移転	医	現存 診療日:月火水木土 休診日:金日祝 旧機関コード:650,531,7
12	新白岡駅前内科	〒349-0212 白岡市新白岡4-13-8 イースト サイド新白岡102	北村 秀和 (68歳)	北村 秀和	0480-92-0112 常勤: 1 医 1()	移動 R6.12.1 移転	医	現存 診療日:月火木金 半日:土 休診日:水日祝 旧機関コード:050,176,7 ✓

保険医療機関の指定について

(令和7年1月分)

新規	8件
遡及指定	14件
合計	22件

諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	8件	(11) 14件	11件	33件
歯科	3件	(3) 4件	21件	28件
薬局	1件	(4) 5件	14件	20件
計	12件	23件	46件	81件

()は開設者変更の再掲である

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和7年1月1日 から 令和7年1月31日 医科 指定分]

令和7年1月21日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	ひろ小児科ファミリークリニックみらいかん	〒333-0845 川口市上青木西五丁目14番2号	医療法人こども未来 理事長 神山 浩 (56歳)	神山 八弓 (43歳)	048-424-8425 常勤: 1 非常勤: 1 医 1(1) 小児心療内科 精 小	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 ✓
2	安城内科小児科クリニック	〒343-0845 越谷市南越谷四丁目11番5 トライブ 南越谷1FB区画	医療法人社団Sunshine 理事長 安城 佳子 (44歳)	安城 直史 (45歳)	048-971-5739 常勤: 1 非常勤: 1 医 1(1) 循環器内科 小 内	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 ✓
3	LeMonこどもクリニック	〒335-0005 蕨市錦町六丁目4番26号 レジデンス北戸田1F	医療法人慈公会 理事長 公平 誠 (45歳)	平手 佑典 (31歳)	048-242-3805 常勤: 1 非常勤: 1 医 1(1) 小アレ 小児皮膚科	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月火水木土 休診日: 金日祝 ✓
4	埼友草加透析クリニック	〒340-0041 草加市松原2丁目1番3号	医療法人埼友会 理事長 後藤 博道 (52歳)	清水 辰雄 (72歳)	048-919-3335 常勤: 1 医 1() 腎臓内科 内	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月水金祝 半日: 火木土 休診日: 日 ✓
5	たけしま医院	〒338-0011 さいたま市中央区新中里5-5-30	竹島 薫 (60歳)	竹島 薫	048-834-5358 常勤: 1 医 1() 消化器内科 内	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月火金 半日: 土 休診日: 水木日祝
6	こまくさ診療所浦和	〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎三丁目3番4 3号 山崎ビル3階	医療法人社団好生会 理事長 南 陸彦 (80歳)	南 陸彦	048-606-4805 常勤: 1 非常勤: 1 医 1(1) 内	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 ✓ 休診日: 日祝 訪問有
7	ヒロクリニック大宮駅前院	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町2丁目2-1 2 藤沢ビル2階	医療法人社団福美会 理事長 岡 浩子 (52歳)	花澤 司 (61歳)	048-788-1537 常勤: 1 医 1() 臨床婦	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月木金土日祝 休診日: 火水
8	南浦和駅前ファミリーコンサルタント耳鼻咽喉科	〒336-0018 さいたま市南区南本町一丁目8番1号 コイケレジデンス301号室	医療法人慶裕会 理事長 德丸 裕 (59歳)	望月 慧 (34歳)	048-767-3317 常勤: 1 非常勤: 3 医 1(3) 耳い アレ	新規 R7.2.1	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和7年1月1日 から 令和7年1月31日 医科 遷及指定分]

令和7年1月21日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名 (性別)	管理者氏名 (性別)	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	鳩ヶ谷きどぐち眼科	〒334-0001 川口市桜町3丁目1番6号	坂本 英之 (46歳)	坂本 英之 (46歳)	048-437-9699 常勤: 2() 医眼	その他 譲渡 R7.1.1	医	現存 診療日: 月水木金土 休診日: 火日祝 旧機関コード: 200,062,8 ✓
2	ユニクス川越予防医療センター・クリニック	〒350-1124 川越市新宿町一丁目17番地1 ウニクス川越3階	一般社団法人融和会 代表理事 清水 正雄 (55歳)	清水 正雄 (55歳)	049-220-0220 常勤: 1 非常勤: 10 医内	組織変更 個→法 R6.12.31	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 旧機関コード: 040,635,5 ✓
3	新河岸診療所	〒350-1133 川越市砂915-11	大竹 啓之 (52歳)	大竹 啓之 (52歳)	049-246-5242 常勤: 1 非常勤: 1 医内	交代 親→子 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水金土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 040,214,9 ✓
4	はつかり耳鼻咽喉科クリニック	〒350-0066 川越市連雀町11番地8	医療法人はつかり会 理事長 石岡 薫 (54歳)	石岡 薫 (54歳)	049-227-3756 常勤: 1 非常勤: 1 医耳い 小児耳鼻咽喉科 アレ 小	移動 移転 R7.1.12	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 040,625,6 ✓
5	新越谷アイクリニック	〒343-0845 越谷市南越谷四丁目11番5 トライバ 南越谷3F	医療法人共愛会 理事長 中村 昌弘 (59歳)	中村 昌弘 (59歳)	048-988-8686 常勤: 1() 医眼	移動 移転 R7.1.6	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 旧機関コード: 080,484,9 ✓
6	秋山内科小児科医院	〒343-0845 越谷市南越谷4-1-17	秋山 孝輝 (45歳)	秋山 孝輝 (45歳)	048-999-6619 常勤: 2 非常勤: 2 医内 小	交代 親→子 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 半日: 日 休診日: 祝 旧機関コード: 080,480,7 ✓
7	lapis skin clinic	〒343-0813 越谷市越ヶ谷一丁目11番33号 第1海野ビル1階	医療法人社団縁 理事長 筋野 恵介 (42歳)	伊藤 祐子 (49歳)	048-965-7127 常勤: 1 医皮 美容皮膚科	その他 譲渡 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 080,406,2

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和7年1月1日 から 令和7年1月31日 医科 遷及指定分]

令和7年1月21日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
8	久喜リウマチクリニック	〒346-0003 久喜市久喜中央4丁目9番11号 イトヨーカドー久喜店5階	医療法人詩朋会 理事長 浦田 幸朋 (59歳)	浦田 幸朋	0480-23-5550 常勤: 1(1) 医リウ	組織変更 個→法 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火金 半日: 木土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 090,156,1
9	扶顛堂たかぎクリニック	〒346-0033 久喜市下清久395番地の1	医療法人扶顛堂 理事長 高木 永 (45歳)	高木 永	0480-21-0124 常勤: 2(1) 非常勤: 1(1) 医小アレ内腎 臓小児科	移動 移転 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水金土 半日: 日 休診日: 木祝 旧機関コード: 090,086,0
10	矢島整形外科	〒359-0037 所沢市くすのき台1-12-10	佐々木 弘文 (77歳)	佐々木 弘文	04-2995-3863 常勤: 1(1) 医整外	その他 譲渡 R6.12.9	医	現存 診療日: 月水金土 休診日: 火木日祝 旧機関コード: 250,263,1
11	みずほ在宅医療	〒354-0015 富士見市東みずほ台一丁目9番地27-2階	医療法人ルカ会 理事長 村山 正昭 (71歳)	有川 明慶 (50歳)	049-293-2722 常勤: 1(3) 非常勤: 3(3) 医内 循環器内科	その他 譲渡 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水木金土祝 休診日: 日 訪問有 旧機関コード: 290,165,0
12	みやはらクリニック	〒369-1109 深谷市上原1044-2	宮原 康介 (49歳)	宮原 康介	048-583-7076 常勤: 1(1) 非常勤: 1(1) 医内 消化器内科 呼吸器内科 アレ	交代 親→子 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 460,207,4
13	高木皮膚科	〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷3-5-1	高木 敦 (49歳)	高木 敦	048-832-0550 常勤: 1(1) 非常勤: 1(1) 医皮	交代 親→子 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 650,577,0
14	くらかず眼科	〒337-0041 さいたま市見沼区南中丸680	医療法人創光会 理事長 倉員 敏明 (62歳)	倉員 敏明	048-681-0101 常勤: 3(3) 医眼	組織変更 個→法 R7.1.1	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 651,081,2

小室常任

日医発第 1742 号 (保険)

令和 7 年 1 月 17 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

都市区医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

(公印省略)

ベースアップ評価料の届出を大幅に簡素化した新様式の説明資料について

令和 7 年 1 月 14 日付け日医発第 1732 号 (保険) により、外来・在宅ベースアップ評価料 (I) のみを届け出る場合の届出様式が新たに示されたことについて、ご案内申し上げたところであります。

今回の新しい届出様式は、現場からのご意見を踏まえ、従来の様式を大幅に簡素化した大変重要な変更となっております。

また、国の令和 6 年度補正予算において、診療所であれば 1 施設当たり 18 万円の給付金が支給されることになりましたが、そのためにはベースアップ評価料の算定が必要とされております。

そこで、まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関は、この機会にベースアップ評価料の算定について積極的にご検討頂きたく、今般、別添の説明資料を作成しましたので、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

外来・在宅ベースアップ評価料 (I) のみを届出する場合の新様式 (評価料 I 専用届出様式) の説明資料

ベースアップ評価料の届出様式が 大幅に簡素化されました

- 令和7年1月10日付で新たに事務連絡が示され、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のみを届け出る場合の届出添付書類が大幅に簡素化されました。

※新しい届出書添付書類（Excel）には「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがありますが「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。

- 基本的には、直近1か月間の初・再診料等の算定回数を調べて頂くだけで、届出書添付書類の作成が可能です。
- 国の令和6年度補正予算において、例えば診療所であれば、1施設当たり18万円の給付金が支給されることになりましたが、そのためにはベースアップ評価料の算定が必要とされています。



まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関は、この機会に、ベースアップ評価料の算定について積極的にご検討ください !!

「別添」記載例 ①

吹き出しの記載も参考にして、医療機関名等の基本事項を入力します。

別添

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

忘れずにチェックしてください

の施設基準に係る届出書添付書類

以下について確認の上、☑を記載すること

- 每年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98Iにより、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	0123456	
保険医療機関名	●●クリニック	
所在地	都道府県	東京都
	住所	文京区本駒込●一●一●
開設者名	日医 太郎	
連絡先	担当者氏名	日医 太郎
	電話番号	03-XXXX-XXXX

半角数字7桁で記入してください
例：0123456
※小数点やカンマなどの記号は含めないでください

医療機関名を記載してください
全角文字で記載してください
× ●●クリニック
○ ●●クリニック

医療機関が所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）

医療機関の所在地の住所を記載してください

チェックを入れると、「5外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み」の③～⑥欄が表示されます。

チェックを入れると、「5外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み」の⑦～⑩欄が表示されます。

2 届出を行う評価料(届出を行う項目に☑を記載すること)

- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも☑を記載すること。

3 届出年月日 令和 7 年 1 月 30 日

選択してください

「別添」記載例 ②

③～⑥：原則、直近1か月間の初再診料の算定回数の実績等を入力します。

※直近1か月間の算定実績が通常と大きく異なる場合は、直近3か月間の平均算定回数に代替するなど、適宜、合理的な方法で算出して差し支えありません。

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月

令和 7 年 2 月

**選択してください
(原則として3月)**

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月)

令和 7 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

5 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目

算定回数

医 科 点 数 表	③ 初診料等	100 回
	④ 再診料等	500 回
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	0 回
	⑥ 訪問診療料(同一建物)	0 回
歯 科 点 数 表	⑦ 初診料等	回
	⑧ 再診料等	回
	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	回

**記載上の注意を読んだ上で
記載してください**

11 ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

0 円

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

**自動計算されるため
記載不要です**

12 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み

(11)の1か月当たりの金額を含む)

16,000 円

11：初回届出時は0と記載します。

※なお、ベースアップ評価料の算定金額の一部を繰り越すことで、次年度の賃上げ額を引き上げることも可能ですが、繰り越しあれども、今年度の賃上げ額を次年度も継続するほうが、賃金規程の見直し等も不要なため、シンプルに対応できます。

12：初診料等の算定回数を入力すると、1か月当たりのベースアップ評価料(I)の算定金額が自動計算されます。

初診料の算定回数(100回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(I) 初診時 6点 = 600点 (6,000円)

再診料の算定回数(500回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(I) 再診時 2点 = 1,000点 (10,000円)

合計 1,600点 (16,000円)

「別添」記載例 ③

この例では1月中に届出を行い2月1日から算定することを想定しています。
ベースアップ評価料を算定する期間は賃金改善を実施する必要があるため、
「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は2月となっています。

◎賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ペア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月	令和 7 年 2 月
⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月)	令和 7 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にペア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「⑮届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額	13,750 円
⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない)	0 円
(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安	16,019 円

※ 「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度に始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

「(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安」

- この金額(以下、「増加額の目安」という)は、対象職員のベースアップとそれに伴い増加する費用の合計額であり、以下の数式により自動計算されます。
➤ $(⑮ + ⑯) \times (1 + 0.165^*) = \text{増加額の目安}$ (※法定福利費の概算額: 16.5%)
- 「増加額の目安」が⑫の金額(「1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み」のこと。この例では3ページに記載されている16,000円)を上回るようにすることが求められており、医療機関の持ち出しを少なくなるよう「増加額の目安」と⑫の金額がほぼ同額となるように⑮、⑯の金額を調整します。

〔計算例〕

$$(⑮ + ⑯) \times 1.165 = \text{増加額の目安}$$

$$\text{ア } 13,650 \times 1.165 = 15,902\text{円}$$

$$\text{イ } 13,700 \times 1.165 = 15,961\text{円}$$

$$\text{ウ } 13,750 \times 1.165 = 16,019\text{円}$$

⑮ + ⑯の金額をウの13,750円/月とした場合、増加額の目安は16,019円/月となり、⑫のベースアップ評価料算定見込額 16,000円/月との差額(19円/月)は医療機関の持ち出しとなる。

※ 「⑫の金額 ÷ 1.165」を計算することで、⑮ + ⑯ の概ねの金額を算出することも可能です。

(例) $16,000\text{円} \div 1.165 = 13,734\text{円}$

「計画書」及び「届出書」記載例

以上で「別添」の入力は完成です。入力が完了すると「計画書」及び「届出書」の緑の部分は下記のように自動的に作成されますので、確認の上、あわせて厚生局にメールで提出します。

【計画書】完成例

賃金改善計画書（令和 6 年）		緑の欄は「別添」シートから転記され るため記載不要です
保険医療機関コード		0123456
保険医療機関名		●●クリニック
I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間		
(1) 賃金改善実施期間 令和 7 年 2 月 ~ 令和 7 年 3 月 2 ヶ月		
(2) ベースアップ評価料算定期間 令和 7 年 2 月 ~ 令和 7 年 3 月 2 ヶ月		
※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。 ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ペア等」という）をいい、定期昇給は含まない。		
II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2) の期間中】		
(3) 算定金額の見込み	当年度の賃金改善見込み額が算定金額と前年度からの繰越額の合計に満たない場合に表示されます	32,000 円
(4) 翌年度への繰越予定額	「別添」シートの①の数字が転記されます	0 円
(5) 前年度からの繰越額（令和 7 年度届出時のみ記載）	「別添」シートの②から当年度のベースアップ評価料による算定金額見込みが自動計算されます	0 円
(6) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【(3) - (4) + (5)】		32,000 円
II-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【(1) の期間中】		
(7) 全体の賃金改善の見込み額	「別添」シートの⑤から当年度の賃金改善見込み額が自動計算されます	32,038 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6) の再掲】		32,000 円
III. 対象職員（全体）の賃金改善の見込み額に係る事項		
(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）	「別添」シートの⑩の数字が転記されます	13,750 円
本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。		
令和 7 年 1 月 30 日	開設者名：	日医 太郎

【届出書】完成例

特例診療料の施設基準に係る届出書		緑の欄は「別添」シートから転記され るため記載不要です
保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0123456	
連絡先		
担当者氏名：	日医 太郎	
電話番号：	03-XXXX-XXXX	
(届出事項)		
〔 外来・在宅ベースアップ評価料（I） 〕 の施設基準に係る届出忘れずにチェックして下さい		
当該届出を行う前 6 か月において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。		
当該届出を行う前 6 か月において療養規則及び薬剤規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことなく、かつ現に違反していないこと。		
当該届出を行う前 6 か月において、健康保険法第 78 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 72 条第 1 項に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。		
当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。		
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。		
令和 7 年 1 月 30 日		
保険医療機関・保険薬局の所在地	文京区本駒込●-●-●	
及び名称	●●クリニック	
開設者名	日医 太郎	
関東信越厚生局長 殿		

4 ページに記載した「賃金改善実施期間」

（この例では令和 7 年 2 月～3 月までの 2 か月間）

における、

（3）算定金額の見込み

$$16,000\text{円} \times 2 \text{か月} = 32,000\text{円}$$

（7）全体の賃金改善の見込み額

$$16,019\text{円} \text{（増加額の目安）} \times 2 \text{か月} = 32,038\text{円}$$

等が自動入力されます。

●届出等にかかる診療所の手間を軽減する観点からは、以下のような対応が考えられます。

- 令和6年度・7年度において一律の賃上げとし、ベースアップ評価料収入の繰越はしない。
- パートの対象職員も常勤換算した上で対象職員に含める。また、事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は、「その他医療に従事する職員」として対象職員に含める。
- 対象職員の賃上げは、全職員、同一の金額とする。（パート職員については、常勤換算数に応じた金額とする。）
- 賃金規程を見直し、「ベースアップ評価手当として支給すること」、「本手当は賞与の額に影響しないこと」、「本手当は診療報酬におけるベースアップ評価料をもとに支給されているため、本制度が改定された場合は、見直しを行うことができること」等を規定する。

●厚生労働省のホームページにて新たな様式や説明資料が掲載されておりますので、ご参照ください。

〔厚生労働省 ベースアップ評価料 特設ページ〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



ベースアップ評価料の算定について
積極的にご検討ください !!

日医発第 1536 号（医経）

令和 6 年 12 月 6 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本 吉郎

(公印省略)

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について

医療機関等における食材料費及び光熱費等の物価高騰に対する財政支援については、本会より国等に対し、要望を行ってまいりました。

その結果、今般の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者を支える観点から、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

今般、厚生労働省医政局より、別添の通り、事務連絡「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）」及び「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）」が各都道府県・市区町村衛生主管部（局）宛に発出された旨、情報提供と周知依頼がございました。

食材料費関係については「各都道府県において、確実にご対応いただきたい支援事業の標準の考え方」（令和 6 年 10 月の「食料」の消費者物価指数が、入院時の食費の基準が 490 円に引き上げられた令和 6 年 6 月比で 3.5% の上昇となっていることなどを踏まえた補助額の設定）が示されております。

光熱費等については「各都道府県において、ご対応頂きたい優良な活用事例」が示されるとともに、光熱費以外に高騰している経費への支援も可能とされております。

貴会におかれましても本件についてご了知をいただき、各地方公共団体において本交付金を活用した支援事業を立ち上げ予算化していただくため、地方公共団体との調整・協議を早急に行っていただきますとともに、貴会管下郡市区等医師会への周知・連携につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）（令和 6 年 12 月 5 日 厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課）
- ・医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）（令和 6 年 12 月 5 日 厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課、歯科保健課）

（別添）

- ・「重点支援地方交付金の追加」（令和 6 年 11 月 29 日 内閣府地方創生推進室）

事務連絡
令和6年12月5日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

（別添ご参照）

また、経済対策においては、食料品価格の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金による緊急かつ確実に、そして統一性をもった支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市区町村衛生主管部（局）あてに別紙の事務連絡を発出し、食材料費の高騰に対する支援に関し、各都道府県において、確実にご対応いただきたい支援事業の標準の考え方を示した上で、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応をいただくようお願いしたところです。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いします。

事 務 連 絡
令和6年12月5日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚 生 労 働 省 医 政 局 総 務 課
厚生労働省医政局医療経営支援課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

（別添ご参照）

また、経済対策においては、食料品価格の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金による緊急かつ確実に、そして統一性をもった支援につなげたいと考えております。

このため、食材料費の高騰に対する支援に関し、各都道府県において、確実にご対応いただきたい支援事業の標準の考え方について、下記のとおりお示ししますので、市町村等ともご協力いただきつつ、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応をいただきますようお願い申し上げます。

今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参考・ご活用いただきたいと思います。

本事業の詳細については検討中であるとともに、令和6年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

記

○ 医療機関（保険医療機関に限る。）への食材料費の高騰に対する支援事業（対象施設と支援額）について

本支援事業は、令和6年度診療報酬改定において入院時の食費の基準が令和6年6月から490円（30円の引き上げ）とされました。依然として食材料費が高騰している現状を踏まえ、医療機関を支援するためのものです。

事業の実施に当たっては、令和6年10月の「食料」の消費者物価指数が、入院時の食費の基準が490円に引き上げられた令和6年6月比で3.5%の上昇となっていることなど、足下の状況を踏まえた適切な補助額の設定をお願いいたします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線2672、2620、2609

事務連絡
令和6年12月5日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局歯科保健課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。（別添ご参照）

また、経済対策においては、光熱費等の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金により各自治体において一定水準を保ちつつ、緊急かつ確実に支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市区町村衛生主管部（局）あてに別紙の事務連絡を発出し、各都道府県において、ご対応いただきたい優良な活用事例を示した上で、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応を検討いただくようお願いしたところです。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いします。

事 務 連 絡
令和6年12月5日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局歯科保健課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。（別添ご参照）

また、経済対策においては、光熱費等の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金により各自治体において一定水準を保ちつつ、緊急かつ確実に支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県において、ご対応いただきたい優良な活用事例として、下記のとおりお示しますので、市町村等ともご協力いただきつつ、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応を検討いただきますようお願い申し上げます。

今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参考・ご活用いただきたいと思います。

本事業の詳細については検討中であるとともに、令和6年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

記

○ 医療機関に対する光熱費等高騰への支援事業（対象施設と支援額）について

(1) 以下の表のとおり、令和5年11月の重点支援地方交付金の積増し等を受けて各都道府県が実施した光熱費等高騰への支援事業の補助額の実績をまとめました。具体的な補助額の設定に当たっては、以下の表をご参照いただき、医療機関における光熱費等の高騰状況を適切に反映した額としてご検討いただくようお願いします。

	中央値	上位 25%	最大値
病院 ※1 （1病床当たり）	380万円 (1.9万円)	608万円 (3.04万円)	2600万円※2 (13.0万円)
有床診療所 ※1 （1病床当たり）	25万円 (2.5万円)	35.8万円 (3.58万円)	130万円※2 (13.0万円)
無床診療所 （歯科診療所を含む）	6.8万円	10万円	24万円

※1 病院については200床規模で各都道府県の単価より試算したもの。

有床診療所については10床規模で各都道府県の単価より試算したもの。

※2 光熱費以外に診療材料費、消耗品費等への支援を含んでいます。

※3 支援策の検討に当たっては、例えば、医療機能に応じた加算や特別高圧受電契約である医療機関への加算、光熱費以外に高騰を受けている経費（委託費等）への支援、歯科技工所や訪問看護ステーション等への措置など、地域の実情に応じた内容となるようご検討をお願いします。

※4 参考までに、上記の補助額の実績を、一月あたりの補助額に推計した実績についても以下の表の通りお示ししますので、ご活用下さい。

	中央値	上位 25%	最大値
病院 ※1 （1病床当たり）	55.4万円 (2.77千円)	67.3万円 (3.365千円)	1300万円※2 (6.5万円)
有床診療所 ※1 （1病床当たり）	3.3万円 (3.3千円)	5万円 (5千円)	65万円※2 (6.5千円)
無床診療所 （歯科診療所を含む）	0.8万円	1.7万円	10万円

(2) 以下のとおり、優良な活用事例をお示しします。

自治体A 病院・有床診療所：50万+3万/床 (300床以上は100万+3万/床)、
無床診療所：20万、歯科技工所10万、施術所5万

自治体B 病院（200床以上）：70万+6万/床（200床未満は50万+4.5万/床、
100床未満は35万+3.5万/床）、有床診療所：25万+2.5万/床、
無床診療所：20万、歯科技工所・助産所・薬局：7万

自治体C 特別高圧契約施設：5万/床
特別高圧契約以外の施設：病院2.35万/床、有床診療所5万+1.85
万/床、無床診療所・助産所：5万、施術所3万

＜本件問い合わせ先＞

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線2672、2620、2609

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額：1.1兆円（うち①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円）

※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業：①（低所得世帯支援枠）物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 ②（推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、2頁参照）

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	(事業者支援) ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：①（低所得世帯支援枠）住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定（市町村）
 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
 ②（推奨事業メニュー）人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

1

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円(I及びIIの合計)

I. 低所得世帯支援枠(0.5兆円)

- ・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

II. 推奨事業メニュー(0.6兆円)

生活者支援	事業者支援
① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援 ※ 住民税非課税世帯に対しては上記Iによる支援を行う。	⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。	⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
③ 消費下支え等を通じた生活者支援 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援	⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援	⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

2

小室常任

事務連絡

令和7年1月24日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

関東信越厚生局長

関東信越厚生局及び埼玉県による集団指導（医科）の実施について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしています（eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします）。

つきましては、別添のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施する旨該当の保険医療機関に通知いたしますので、お知らせいたします。

なお、令和6年2月29日、同年7月31日及び同年11月30日に実施した保険医療機関のうち、期限内にeラーニングの視聴が完了していない保険医療機関についても再度送付しております。

（連絡先）

関東信越厚生局 指導監査課 白根、大山
〒330-9727
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎検査棟2階
電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067

別添

関厚発 第 号
令和 年 月 日

○○医院
開設者 ○○ ○○ 様

関東信越厚生局長

関東信越厚生局及び埼玉県による集団指導（医科）の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしていますが、eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします。

つきましては、下記のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴されるよう通知します。

記

1 目的

保険医療機関における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等をさらに理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 視聴方法

関東信越厚生局のホームページに掲載している集団指導（eラーニング）用URLからログインページにアクセスし、必ず下記5及び6のログインID及びログインパスワードによりログイン後、下記4の視聴可能期間中に集団指導用コンテンツの視聴を完了してください。視聴を完了しなければ、集団指導に出席したとみなされませんのでご留意ください。

また、インターネット環境が無い等の理由により、eラーニングの受講が困難な場合は、関東信越厚生局指導監査課まで来所いただき、視聴することができます。詳細につきましては、連絡先までお尋ねください。

なお、ログインの方法等につきましては、別紙をご参照ください。

別添

3 指導実施日（視聴期間最終日）

令和7年2月28日（金）

4 視聴可能期間

令和7年2月1日（土）から令和7年2月28日（金）まで

5 ログインID（全て半角）

n + 都道府県コード11 + 保険医療機関コード7桁

（例）n117654321（差し込み印刷で医療機関コードを入れる）

※必ず本通知記載のIDと下記ログインパスワードでログインをしてください。IDやパスワードを間違えると視聴できません。

6 ログインパスワード（全て半角）

saitama070228

7 指導対象者

開設者、管理者、保険医

8 留意事項

最後まで視聴いただくと自動でマイページ画面に移動します。「視聴完了」と表示されていることを確認してください。

視聴困難な場合等のお問合せにつきましては、次の連絡先までお願いします。

（連絡先）

関東信越厚生局

指導監査課 白根、大山

〒330-9727

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟2階

電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067

事務連絡
令和7年1月24日

一般社団法人 埼玉県医師会長様

関東信越厚生局長

新規登録保険医集団指導（医科）の実施について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしています（eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします）。

つきましては、別添のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施する旨該当の保険医療機関に通知いたしますので、お知らせいたします。

なお、本通知は、「新規登録保険医集団指導（医科）の実施について（通知）」（令和6年8月28日関厚発0828第1号）にて集団指導の実施を通知した新規登録保険医のうち、期限内にeラーニングの視聴が完了していない者について新規登録時に勤務先として登録されている機関へ送付しております。

ご不明な点がございましたら、次の連絡先までお願いします。

（連絡先）

関東信越厚生局 指導監査課 白根、牧野
〒330-9727
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎検査棟2階
電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067

(別添見本)

関 厚 発 第 号
令 和 年 月 日

保険医 ○○ ○○ 様

関東信越厚生局長

新規登録保険医集団指導（医科）の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしていますが、eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします。

つきましては、下記のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴されるよう通知します。

記

1 目 的

保険医療機関における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等をさらに理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 視聴方法

関東信越厚生局のホームページに掲載している集団指導（eラーニング）用URLからログインページにアクセスし、必ず下記5及び6のログインID及びログインパスワードによりログイン後、下記4の視聴可能期間中に集団指導用コンテンツの視聴を完了してください。視聴を完了しなければ、集団指導に出席したとみなされませんのでご留意ください。

また、インターネット環境が無い等の理由により、eラーニングの受講が困難な場合は、関東信越厚生局指導監査課まで来所いただき、視聴することができます。詳細につきましては、連絡先までお尋ねください。

なお、ログインの方法等につきましては、別紙をご参照ください。

(別添見本)

3 指導実施日（視聴期間最終日）

令和7年2月28日(金)

4 視聴可能期間

令和7年2月1日(土)から令和7年2月28日(金)まで

5 ログインID（全て半角）

m11000000 (形式の見本です。これではログインできません。)

※必ず本通知記載のIDと下記ログインパスワードでログインをしてください。他のIDやパスワードでは、出欠確認がとれなくなります。

6 ログインパスワード（全て半角）

saitama000000 (形式の見本です。これではログインできません。)

7 指導対象者

保険医

8 留意事項

最後まで視聴いただくと自動でマイページ画面に移動します。「視聴完了」と表示されていることを確認してください。

なお、本通知は、「新規登録保険医集団指導（医科）の実施について（通知）」（令和6年8月28日関厚発0828第1号）にて集団指導の実施を通知した新規登録保険医のうち、期限内にeラーニングの視聴が完了していない者について送付しております。

視聴困難な場合等のお問合せにつきましては、次の連絡先までお願いします。
(連絡先)

関東信越厚生局
指導監査課 白根、牧野

〒330-9727

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟2階

電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067